WEB 年金広報
2026年10月号
Vol.163（通巻808号）

発行所 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281 FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

特集

第64回全国都市国民年金協議会総会（香川県高松市）審議結果が全会員一致で承認される

第64回全国都市国民年金協議会総会が、四国ブロックの香川県高松市を会長市として書面開催されました。

◆第64回全国都市国民年金協議会総会の審議内容

総会は次期開催地の変更により2回に分けて行われました。第1回総会（8月31日）では「第1議案 要望書について」、第2回総会（9月25日）では「第1号議案 次期総会開催都市について」が審議されました。

第1回総会の議決後、「国民年金制度改善についての要望書」が、全国都市国民年金協議会名（会長：高松市 大西秀人氏）で厚生労働大臣と日本年金機構理事長に提出されました（**資料1**）。要望書は厚生労働大臣宛て・日本年金機構理事長宛て共通で、下記の内容となっています。

１．国民年金事務の一元化について
（1）国民年金事務の日本年金機構への一元化
（2）障害年金事務の窓口一元化

２．国民年金事務費交付金について
（1）国民年金システム改修経費に係る所要見込調査
（2）国民年金事務に要した経費の全額支給
（3）事務費交付金等に係る事務負担軽減

３．国民年金制度に係る要望について
（1）国民年金法第89条第1号による法定免除の手続きについて
（2）国民年金法第89条第2号による法定免除の職権喪失に向けた情報連携の活用について
（3）国民年金加入等における年金機構での職権適用について
（4）雇用保険被保険者でなかった者が失業等による特例免除申請をする際の必要書類について
（5）生計同一関係に関する申立書について
（6）年金生活者支援給付金にかかる市区町村から日本年金機構への所得情報等データの提供について
（7）付加保険料の遡り措置について

４．日本年金機構への要望について
（1）技能実習生や留学生に対する制度の周知徹底について
（2）日本年金機構と市区町村間の通信手段に関する運用改善とデジタルネットワークの構築について
（3）日本年金機構における電話対応の充実と電子メール対応等の推進について
（4）市区町村における国民年金事務にあたる職員の充実及び窓口体制の強化・改善について

◆第64回全国都市国民年金協議会総会の審議結果等について

審議結果等については、全国都市国民年金協議会の会長の高松市長 大西秀人氏より会員市（区）長に宛てて報告が行われました（**資料2**）。決議書の提出都市数は797都市（第1回総会の議決日8月31日、第2回総会の議決日9月25日現在 ＊ともに同数）で、すべて有効票でした。第1回総会の「第1号議案 要望書について」は賛成797票・反対0票、第2回総会の「第1号議案 次期総会開催市について」は賛成797票・反対0票でともに全会員一致で承認されました。

なお、要望書と回答の受渡し方法は、前回同様に郵送としています。

次期総会（第65回総会）は、当初九州ブロックの熊本県八代市で開催される予定でしたが、地震災害の影響により同じく九州ブロックの沖縄県糸満市に決定しました。次期開催都市は、慣例により議決日の翌日から会長市となります。

＜資料1＞　国民年金制度改善についての要望書（厚生労働省宛て・日本年金機構宛て共通）（本文10ページ）

1　国民年金事務の一元化について

(1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化

国民年金事務の一元化についてはこれまでも強く要望しているところであるが、前年度の回答では「市区町村窓口で行う国民健康保険・転入届など関連する手続きと一体的な対応が行えることは住民の負担軽減になることから、引き続きご理解ご協力をお願いしたい」と例年と同様の回答にとどまっており、進展がない状態が続いている。

法定受託事務としての国民年金事務の実態は、加入後の納付書送付、免除申請結果の確認、裁定請求に係る確認等、地域住民にとっては申請書を提出した市区町村で回答が得られないことや提出先ではない日本年金機構から書類が返戻されること等、国民年金事務が一元化されていないことが混乱を招いており「住民サービス向上の観点からも市区町村側にとって大きな意義がある」状況とはなっていない。

また、厚生労働省のホームページに「市区町村国民年金事務サポートツール」を掲載するなど市区町村窓口の体制強化の支援をいただいているが、比較的短期間に人事異動があることに加え、少人数で他業務と併せて年金事務を担当していることから、専門的に年金事務を行っている年金事務所職員と同等の質・サービスを提供することは困難である。

さらに、マイナポータルを利用した電子申請が可能な手続きも年々増加していることから、窓口に出向いて手続きを行う必要性は減少している。

事務の一元化を行っても市区町村と日本年金機構との協力・連携業務は継続できることから、日本年金機構が、専門性を十分発揮し住民の要求を満たし、住民の期待に応えるべきと考えることから、国民年金事務の日本年金機構への一元化を強く要望する。

(2) 障害年金事務の窓口一元化

障害基礎年金の事務については、年金制度全般、障害・疾病に関することなど、総合的かつ専門的な知識を必要とする。

市区町村では比較的短期間での人事異動があること、少人数で他業務と併せて担当せざるを得ないことから、障害基礎年金に係る専門的な知識等を持った人材育成が困難となっており、その結果、対応の質の維持や継承が課題となっている。

また、障害年金の請求は、初診日の年金種別によって受付窓口が市区町村か年金事務所に分かれることから、住民には分かりにくいものとなっており、相談の過程で、初診日が厚生年金加入者や第３号被保険者であった場合には、あらためて年金事務所に相談予約をお願いすることになるなど、請求者に負担を強いている状況である。

さらに、保険料納付要件については、市区町村が納付記録を保有していないことから、確認が速やかに行えないため、その都度、事務センターや年金事務所に問い合わせをしながらの対応となるが、電話が繋がりにくいことも多く、請求者を長時間待たせる要因となっている。

そのほかにも、障害基礎年金請求書の返戻については、診断書の内容や追加の日常生活の状況についての照会など、形式審査の範囲を超えた返戻理由が多く、

返戻に至った経緯の説明が市区町村の職員では難しい事例が発生している。

このように市区町村での受付は「地域住民に最も身近な窓口」という住民にとっての利便性よりも、住民や職員の負担の方が大きいと思われる。

少人数で他業務と併せて年金事務を担当する市区町村職員にとっても障害年金の受付は大きな負担となっている。

これらのことから、年金記録を保有し、専門的な職員体制が整っている日本年金機構における障害年金事務の窓口一元化を強く要望する。

一元化が実現するまでの期間における段階的な措置として、少なくとも比較的窓口負担が小さく、納付要件を確認する必要のない 20 歳前傷病による障害基礎年金のみを市区町村受付とすることが適当である。加えて、住民と市区町村職員の負担軽減措置のため、オンライン手続き体制の構築や医療機関から電子データで診断書を提出できる仕組みの導入、住民向けサポート窓口の設置並びに専門職員の派遣等を検討されたい。

また、現時点においても、診断書の内容や追加の日常生活状況についての照会など、形式審査以外の不備による書類の返戻については、請求者へ十分な説明責任を果たすため、また、審査期間短縮のためにも、障害年金センターから請求者へ直接返戻するとともに、市区町村では審査内容を把握しておらず、診断書作成医師からの返戻理由や照会内容に関する問い合わせに対応することは困難であるため、医師が直接障害年金センターに確認できるよう要望する。

2　国民年金事務費交付金について

(1) 国民年金システム改修経費に係る所要見込調査

国民年金事務処理にあたっては、効率的な事務処理のため、国の標準仕様書に基づく「国民年金システム」の活用が必要不可欠である。

しかし、システム改修経費の所要見込調査が、交付金予算確定後の改修現年度に実施されることから、改修費用に対する交付金が満額措置されず、自治体の一般財源からの持ち出しが懸念される。

このため、システム改修前年度に所要見込調査を実施し、早期の予算措置を実施する等、当該改修経費の全額支給のための必要な措置を講じるよう要望する。

(2) 国民年金事務に要した経費の全額支給

国民年金事務費等交付金については、依然として要した費用の全額が交付されず市区町村の大幅な超過負担が解消していない。交付される交付金を元にした人員体制で国民年金事務を安定的に執行していくことは実質的に不可能であり、物件費または広報事業に要する経費等協力連携費についても十分な交付がされず、自治体に多額の持ち出しが発生している。

このように経費が全額交付されていない現状のほか、取り扱う内容によって市区町村か年金事務所かに窓口が分かれるなど、被保険者にとって極めて分かりづらい状況にあることから、従前より日本年金機構による事務の一元化を要望しているところではあるが、住民にとって身近な窓口であることなどを理由に何も進展がない状況が続いている。

国民年金事務は本来、国がすべて執り行うべきものであることから必要事務経費の全額負担は不可欠であるにも関わらず、全額交付されずに市区町村の超過負担となっていることは、速やかに是正されるべき事象である。

市区町村の国民年金事務体制を維持するにあたり、法定受託事務および協力連携事務経費の全額国庫負担は不可欠であることから、年金事務に係る交付金対象額の全額支給を強く要望する。

(3) 事務費交付金等に係る事務負担軽減

法定受託事務及び協力・連携事務に対する交付金に関して、必要経費が増加している中で、全額交付が行われていない現状があり、市区町村の超過負担が増加している。また、令和元年度以降年金生活者支援給付金事務も加わり事務が複雑化していることや、交付金の申請については関係部署への協力が必須であり、申請に係る事務も複雑となっている中、依然として交付金に係る申請については全体的に提出期間が短く、負担を強いていることから、事務費交付金事務に関して、交付金の全額支給と、事務の簡素化を要望する。

3　国民年金制度に係る要望について

(1) 国民年金法第89条第1号による法定免除の手続きについて

新たに障害年金受給者となり、国民年金法第89条第1号に基づく法定免除の対象者となった被保険者について、現在は原則、保険料免除理由該当届を提出してもらうこととなっているが、被保険者の中には来庁が難しい方もいることから、手続きの簡略化を要望する。また、保険料納付の意思確認についても、年金証書送付時の案内を充実させるなどの対応を要望する。

(2) 国民年金法第89条第2号による法定免除の職権喪失に向けた情報連携の活用について

国民年金法第89条第2号に基づく法定免除について、被保険者からの消滅届が未提出であることを理由に、実態として免除事由が消滅しているにもかかわらず、免除期間が継続して登録されている事例が散見されている。

現行の事務処理体制（平成25年10月22日付年管管発1022第7号厚生労働省年金局事業管理課長通知等）に基づく運用体制では、この「届出漏れ」による誤った免除期間の解消には限界があることから、国民年金制度の適正な運用と受給権の保護の観点から、マイナンバー制度による情報連携を活用し、日本年金機構による法定免除の消滅処理を円滑化する仕組みの構築を要望する。

(3) 国民年金加入等における年金機構での職権適用について

第2号被保険者や第3号被保険者から第1号被保険者へ切り替えを行う際は、原則として被保険者自ら手続きを行う必要があるが、手続き漏れが生じないよう日本年金機構による職権での切り替えを要望する。

(4) 雇用保険被保険者でなかった者が失業等による特例免除申請をする際の必要書類について

失業を理由として特例免除申請をする際の必要書類として、雇用保険の被保険者であった者の必要書類については日本年金機構のホームページや申請書に説明はあるが、雇用保険被保険者でなかった者の必要書類については明示されていないため、必要書類を明確にするとともに、広く周知・説明するよう要望する。

また、雇用保険の適用除外となる国・都道府県・市区町村等に雇用されるものは当該雇用先の国等が証明した書類とあるため、退職辞令がこれにあたると考えるが、退職辞令が交付されない会計年度任用職員等について、被保険者が退職後にわざわざ元雇用先に出向く必要がないよう、職員退職票や退職手当裁定書など元雇用先が退職日を明示した書類を退職辞令にかわる添付書類として取扱うことができるよう要望する。

(5) 生計同一関係に関する申立書について

現在使用している様式は全ての項目が記述式となっていることに加え、死亡者との生計同一関係を証明する第三者証明書の提出を求められているため、請求者にとって心理的・物理的負担が大きく、特に高齢者や遠隔地の遺族にとって作成が困難な状況にある。

第三者証明書の目的は、生計同一関係を本人の自己申告だけでなく客観的な裏付けをとることにより確認するためとされているが、第三者証明欄への署名は請求者が第三者に口頭で説明することによって記入するケースが大半と想定でき、該当世帯の生計同一関係を第三者が正確に把握しているとの裏付けには乏しいことから、現状、当該申立は形式的なものになっていると考える。

よって、記述式を選択肢方式とする、又は第三者証明を三親等内の方でも証明可能とする、若しくは請求書に「生計同一関係であった」とするチェック欄及び虚偽申告時の罰則告知を記載する宣誓方式を採用するなど、請求者の負担軽減と適正支給の両立が可能となる様式の簡略化を要望する。

(6) 年金生活者支援給付金にかかる市区町村から日本年金機構への所得情報等データの提供について

年金生活者支援給付金にかかる所得情報については、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に基づき、日本年金機構から 70 通知を国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を経由して市区町村に回付し、市区町村は 71 通知を国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会を経由して日本年金機構へ回付している。

しかし、システムの標準化により 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の把握ができなくなったことから市区町村の情報を提供するメリットがないことに加え、住民税担当課が当初賦課決定してから国民健康保険団体連合会へ回付するまでの期限が短く、事務の負担が大きい。また、住民税担当課の各種バッチ処理の合間に無理にデータ作成を依頼している現状であり、情報連携とは別にデータを作成することは二重の事務処理が発生しており、ＤＸの観点からみても適当とは言えない。

さらに、作成したデータについて、国民健康保険団体連合会送付前に全件を確認することは困難で、抽出による確認となっていることに加え、各市区町村の複数課、また国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会など多くの手を介在することは誤りを生じやすい。

以上のことから、令和元年 10 月より情報連携による照会が本格運用されている免除申請のように日本年金機構が番号制度の情報連携を活用して直接所得情報を照会する運用に変更するよう要望する。

(7) 付加保険料の遡り措置について

20 歳到達によって国民年金第 1 号に加入する場合、付加保険料は 20 歳の誕生日前日より申請が可能になることから、月の下旬に 20 歳を迎える方が誕生日月内に付加保険料を申請することは非常に難しい状況にある。日本年金機構からの案内が翌月になって届いた場合、付加保険料の制度を知らなければ誕生日月内に申請することはできない。案内が届いてから申請するのでは遅いという取扱いは改善すべきものであり、実際、住民の方からも不公平な制度である旨の意見を伺っている。

そこで、例えば、20 歳到達によって国民年金第 1 号に加入する場合は、翌月中に申請すれば 1 か月分遡って納付できるなど、特例措置を設けていただくよう要望する。

4　日本年金機構への要望について

(1) 技能実習生や留学生に対する制度の周知徹底について

技能実習生や留学生が初めて日本に入国してきた際、新規資格取得届と国民年金保険料の免除又は学生納付特例の申請書を市区町村の窓口に提出するが、技能実習生の届出は一度に10件以上提出されることもあり、書類の記載案内や本人確認書類との照合作業などに時間がかかり、他の来庁者を長時間お待たせする状況が発生している。また、国民年金第1号の資格取得を届出したにもかかわらず、同日で厚生年金に加入していたため、広域事務センターから書類が返戻される場合もあることから、技能実習生を受け入れる団体や企業、留学生を受け入れる学校などに年金制度や手続きについて周知徹底し、市区町村の事務負担軽減のため、年金事務所での受付も積極的に案内していただくよう要望する。

(2) 日本年金機構と市区町村間の通信手段に関する運用改善とデジタルネットワークの構築について

ア　現在、日本年金機構と市区町村国民年金担当課間において、事務連絡等の通信手段が制限されていることにより、日々の事務遂行において少なからぬ支障が生じている。

平成27年度以降、セキュリティ対策を最優先とする日本年金機構の方針は十分理解しているが、昨今の行政事務におけるデジタル化の急速な進展や、事務効率化が強く求められる社会情勢に鑑みると、現在の通信環境については、両者の連携をより円滑にするための見直しが必要な時期に来ている。

電子メールの使用制限に加え、昨年度からはＦＡＸ利用の制限もかかるなど、従来の手続きに多大な時間と手間を要している現状は、事務のスピード感という観点からも改善が望まれる。

ついては、日本年金機構のセキュリティ基準を維持しつつ、業務効率を両立させる方策として、自治体連携に特化したメール・データ共有体制など、新たな連携手段の導入について前向きにご検討いただき、電子メールによる事務連絡の早期再開等を要望する。

イ　通常、年金事務所・広域事務センターからの送付等は紙媒体で行われており、内容は各種台帳、資格照会、資格情報取込における電子媒体・パスワード通知等多岐にわたるが、送付頻度が一週間に一度と多く、台帳に関しては統計数字がなく、旧市町村名のみ記載されたものもあり、日常業務において活用しないものも見られる。

昨今の郵送料及び物価上昇、デジタル化が進められている状況を鑑みるとＬＧＷＡＮを活用した国保連合会と市区町村間の「国保ネット」のようなデジタルネットワークの構築により、用紙の削減や郵送に係る事務負担の軽減が図られると思慮する。

特に、個人情報が記載されない広報物、事務連絡通知については早期にネット間でのやりとりを実現していただきたい。

今後の人口減少を見据え、事務負担軽減のためにも日本年金機構と市区町村間のデジタルネットワークの構築を要望する。

ウ　昨今のマイナンバーによる情報連携の本格運用、システム標準化、及び各種手続きの電子化の推進に伴い、地方自治体側の事務フローはここ数年で大きく変容している。このようなデジタル技術を活用した事務処理の高度化は、業務の正確性と迅速化において多大な成果を上げている。

一方で、現状の事務運用においては、過去の紙媒体による管理体制に基づいた帳票類や運用形態と整合しない様式が依然として残存している。これらは現在の電子的な事務フローにおいては不要、あるいは重複しているものも多く、管理上の負担となっていることから、更なる事務効率化及びデジタル化の推進に向け、電子化・システム化によって役割を終えた帳票類について、現状の業務フローに照らし合わせ、不要なものは集約等するとともに、現在、紙媒体にて受領している各種帳票・通知類について、今後は全て電子媒体（データ形式）での提供へと切り替えるよう要望する。

エ　現在、「納付書未送達者一覧表」など紙媒体で届いた照会については、担当者が回答を手書きした上で紙媒体にて提出しているが、年度末から年度初めの時期は転入・転出者が多く、回答件数が非常に多いため、手書きで回答する労力は電子媒体で回答する場合よりも大きく、時間を要している。もし、回答を受け取った事務センター側も手入力で回答を入力しているのであれば、多大な手間であり、削減すべき労力と言える。

したがって、従来紙媒体で行っている照会・回答について、電子媒体による照会・回答への変更、もしくはマイナンバーによる情報連携の活用により、市町村への照会・回答自体の廃止・削減を要望する。

(3) 日本年金機構における電話対応の充実と電子メール対応等の推進について

ア　依然として年金事務所及びねんきんダイヤル等へ電話がつながらないことによる住民からの苦情が絶えない状況となっている。電話回線数を増設した上で、十分な研修を行い、適切に対応できる人員の拡充を要望する。

イ　年金事務所及びねんきんダイヤル等への問合せに対して、誤った案内や確認不足による不十分な回答が多く発生している。住民からの問合せに関しては、内容をよく確認していただき、適切な案内と対応を要望する。

ウ　日本年金機構にメールで相談できる体制が整っていないため、海外在住者や時間内に問合せができない人からのメールが市区町村に届くケースが増加しているが、市区町村では対応できない内容に関する問合わせも多く、対応に苦慮している。

　令和７年１月から「ねんきんネット」による文書相談の試行実施が開始されているが、国外転出に伴いマイナンバーカードが失効しているなど、マイナポータルと「ねんきんネット」の連携ができない方も多くいることが想定されることに加え、相談できる対象者が限定されていることから、利便性が大きく向上したとは言い難いため、早急に日本年金機構へ直接、メール等での問合せが可能となるよう体制整備を引き続き要望する。

エ　市区町村から年金事務所へ記録や年金受給者死亡にかかる手続きや高齢任意加入の残期間の確認等、必要な問合せであっても電話がつながらないことが多く、住民を窓口で待たせることがある。現在、デジタル庁を中心にデジタルを活用し、安全・安心で便利な生活を実現できるよう取り組まれている中、年金事務所とのやり取りは現在も郵送やＦＡＸとなっており、アナログを脱していないところがあるため、引き続き年金事務所の電話回線の増設及び職員の配置増をお願いするとともに、地域の年金事務所を頼りにされている方、外出や電話が困難な方に対し、年金事務所の体制強化、又はオンラインでの相談体制が確立するまでは電子メール等による対応も実施されるよう要望する。

　また、日本年金機構へ問合せされた方から「市区町村へ問い合わせるように言われた」と市区町村の国民年金担当部署へご相談いただいた際、お尋ねの内容が住民基本台帳や住民税の話であるなど、再度別部署へ案内することがある。市区町村では幅広い業務を取り扱っており、市区町村への問合せを案内される際は相談者がスムーズに解決にたどり着けるよう、何についてどの部署にどのように尋ねるかなど、丁寧で分かりやすい案内を要望する。

(4) 市区町村における国民年金事務にあたる職員の充実及び窓口体制の強化・改善について

市区町村が住民にとって身近な窓口であることや、市区町村窓口で行う他の手続きと同時に行うことが可能な手続きもあるため、住民サービス向上の観点からも市区町村側にとって意義があるものとして国民年金事務を行っている。年金受給者の窓口相談業務にあたっては、年金事務所では基本予約制と聞いているが、市区町村窓口は開庁時間内であれば誰でも受け入れている状況である。そのため、職員が不足し、電話も取れない時がある。

日本年金機構では、電子申請の整備や利用促進を進められており、住民の利便性向上と市区町村の業務効率化に大きく寄与するものと考えているが、現状はそこにたどり着かない住民も多く、窓口での一人当たりの対応時間も長い。

会計年度任用職員を含む自治体職員は減らされていく一方、住民サービスの更なる向上を求められているため、日本年金機構からも全国市長会や町村長会等に対し、国民年金事務にあたる職員の充実をお願いしていただくよう要望する。

以上は日本年金機構と市区町村との現体制のままを想定しての要望であるが、さらには日本年金機構の出先窓口を市区町村の庁内に設置し、全ての手続きができるような体制の整備等を行い、専門性を十分に発揮していただき、住民の要求を満たし、期待に応えていただきたい。

令和８年８月 31 日

全国都市国民年金協議会

会長　高松市長　大西　秀人

＜図2＞　総会の審議結果等について

●第1回総会

高市民第219号
令和８年８月31日

全国都市国民年金協議会
会員市（区）長　　様

全国都市国民年金協議会
会長　高松市長　大西　秀人

第６４回全国都市国民年金協議会総会の審議結果等について（報告）

処暑の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃から全国都市国民年金協議会の運営につきまして、御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、令和８年８月３日付け高市民第181号で通知いたしました書面による本協議会総会の審議結果につきまして、全国都市国民年金協議会会則第９条第３項により下記のとおり承認されましたので、報告いたします。

記

１　決議書の提出都市数
　７９７都市（全て有効票）　※全７９７都市（令和８年８月31日現在）
２　第１号議案　要望書について
　賛成　７９７票　　反対　０票
３　議決日
　令和８年８月３１日
４　その他
（1）要望書及び回答の受渡方法につきましては、前回と同様に郵送とします。

【担当】第64回全国都市国民年金協議会事務局
香川県高松市市民局市民課　国民年金係
〒760-8571　香川県高松市番町一丁目８番15号
担当：内海・田村
TEL：087-839-2322　FAX：087-839-2280
E-mail：shiminka@city.takamatsu.lg.jp

●第2回総会

高市民第 258 号
令和８年９月 25 日

全国都市国民年金協議会
会員市（区）長　　様

全国都市国民年金協議会
会長　高松市長　大西　秀人

第６４回全国都市国民年金協議会第２回総会の審議結果について（報告）

仲秋の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃から全国都市国民年金協議会の運営につきまして、御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、令和８年９月３日付け高市民第 230 号で通知いたしました書面による本協議会総会の審議結果につきまして、全国都市国民年金協議会会則第９条第３項により下記のとおり承認されましたので、報告いたします。

記

１　決議書の提出都市数
　７９７都市（全て有効票）　※全７９７都市（令和８年９月 25 日現在）
２　第１号議案　次期総会開催市について
　賛成　７９７票　　反対　０票
３　議決日
　令和８年９月２５日
５　その他
　慣例により、議決日の翌日から次期総会開催地である糸満市（九州ブロック）が会長市となります。

【担当】第 64 回全国都市国民年金協議会事務局
香川県高松市市民局市民課　国民年金係
〒760-8571　香川県高松市番町一丁目８番 15 号
担当：内海・田村
TEL：087-839-2322　FAX：087-839-2280
E-mail：shiminka@city.takamatsu.lg.jp